

# 平成21年度不法投棄未然防止事業協力評価報告書

(平成22年度事業への継続; 有(無))

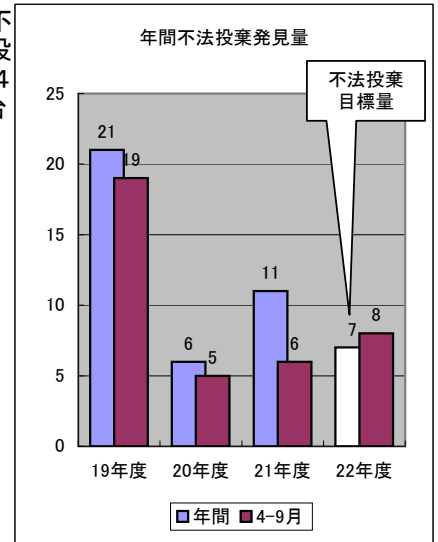
平成22年12月17日  
第三者委員会

No.32		都道府県名:鳥取県			市町村等名:三朝町			
対象地域:三朝町全域				世帯数: 2,511世帯		人口数: 7,509人		
防止事業				引渡事業				
実施期間		平成21年4月1日 ~ 平成22年1月31日			実施期間		平成21年4月1日 ~ 平成21年6月30日	
内容		・不法投棄防止看板の設置。 ・監視カメラの設置。			不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の回収・輸送方法 ・職員が回収し、指定引取場所に運搬。			
		エアコン	ブラウン管式テレビ	液晶式及びプラズマ式テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機	合計	
引渡事業の実績(台)		0	5	0	1	0	6	
		防止事業			引渡事業		合計	
		防止項目			小計	撤去等費用		再商品化等料金
		設備費	労務費	その他経費				
事業に要した金額(千円)		43	0	0	(43)	0	18	(61)
交付した助成金額(千円)		22	0	0	(22)	0	18	(40)

※:世帯数及び人口は、平成17年国勢調査

## I. 事業協力の評価

三朝町が平成21年度応募申請書に記載した対象地域における平成19年度の不法投棄発見量(21台)に対する平成22年度の目標削減率は66.7%(年間不法投棄目標量で7台)であった。年間不法投棄発見量の年間推移をそれぞれの年度で4月から9月までの半期で見ると平成22年度では既に年間の不法投棄目標量を1台上回っており、上記の年間目標削減率を達成できない。



## II. 市町村の責務の遂行状況の評価 (推奨すべき点を含む)

- 1) 協力覚書に規定された防止事業(監視カメラ及び看板設置)実施が遅れたことにより、防止事業実施期間(A対象期間内)に引渡事業が実行されず、相乗防止効果の視点からは不適切な日程管理であると認められる。
- 2) 引渡事業は計画通り実施された。
- 3) 三朝町の責務は、I. 及びII. 1)を除き適切に遂行されているものと認められる。